

令和8年度 浄化槽維持管理費補助制度

対象となる方

◇ **令和7年4月から令和8年3月に、保守点検3回、清掃1回、法定検査（7条または11条）1回をすべて実施し、ご自身で料金をお支払いの方**

◇ **10人槽以下の合併処理浄化槽をご使用の方**（公共下水道等が利用可能な区域の方は対象になりません）

◇ **設置場所に住所（住民登録）があり、市税等を滞納していない方**

裏面の確認フローで補助条件をご確認ください！

※合併処理浄化槽はお風呂、トイレ、台所等家庭からの生活排水すべてを処理する浄化槽です。

※単独処理浄化槽はトイレからの排水のみを処理する浄化槽で補助金交付の対象外です。

合併処理浄化槽を新しく設置された方は初回清掃が終わった次の年度から申請できます。

申請方法

令和8年4月～6月末に下水道課または各コミュニティセンターへ書類を提出してください。

◇ **申請用紙… ① 補助金交付申請書（様式第1号）、② 請求書（様式第6号）**

◇ 下水道課、各コミュニティセンターに設置しています。

◇ 申請書等は、袋井市のホームページからもダウンロードできます。

◇ 毎年度、申請が必要です。

はじめて補助金を申請する方のみ

◇ **上記のほか、市ホームページから「電子申請」により補助金の申請ができます。**

◇ 右のQRコードを読み込み、市ホームページで確認してください。



電子申請ホームページ

補助金について

維持管理に係る費用（年間）
（保守点検・清掃＋法定検査）



下水道使用料に換算した額
（年間）



補助金交付

◇水道の使用状況等により、各家庭の補助額は異なります。

◇補助金交付見込額が予算を上回った場合、**予算の範囲内で補助金額を調整**することがあります。

詳細は、市のホームページをご覧ください。下水道課までお問い合わせください。

<問合せ先>

袋井市下水道課

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1（本庁3階）

TEL：0538-84-6081 FAX：0538-84-6083



浄化槽維持管理費補助金ホームページ



合併処理浄化槽維持管理費補助制度の概要

適正な維持管理をしている個人住宅の合併処理浄化槽に対して、前年度に支払った維持管理費用と下水道使用料換算額の差額を、翌年度に補助金として交付しています。

1 補助額の計算方法

$$\text{①維持管理に係る費用(年間)} - \text{②下水道使用料に換算した額(年間)} = \text{③補助額}$$

① 維持管理に係る費用(年間)…令和8年度申請分(令和7年4月1日～令和8年3月31日対象)

◆ 維持管理に係る費用は各家庭で使用している浄化槽の人槽により異なります。

・令和7年度

(単位:円)

	5人槽	7人槽	10人槽	単独処理浄化槽 (補助対象外)
11条法定検査※1	5,800	5,800	5,800	5,800
保守点検・清掃 ※2	52,800	69,080	93,500	約3~4万円
合計	58,600	74,880	99,300	

※1 令和7年7月1日法定検査から口座振込割引が廃止され、一律5,800円になりました。7月1日以前に法定検査を受けた方は、5,300円で計算します。

※2 浄化槽法11条検査と市許可業者の清掃・保守点検金額(清掃1回、保守点検3回、消費税込)点検のみを別業者で実施している場合は、実施記録や領収書の写しの添付が必要です。

※ 維持管理費用には、浄化槽の修理・修繕費等は含まれません。

② 下水道使用料に換算した額(年間)

◆ 各家庭で使用している水道等の使用水量を基に下水道使用料換算額を算定します。

◆ 令和8年度申請分は、令和7年度の水道使用水量を基に算定します。

<下水道使用料早見表(2か月あたり)>

(令和7年4月現在)

排水量(m ³)	1~16	20	25	30	35	40	45	50	17~50 m ³	51~100 m ³
使用料(円)	1,760	2,279	2,928	3,577	4,226	4,875	5,524	6,173	1 m ³ あたり 129.8円	1 m ³ あたり 159.5円
排水量(m ³)	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
使用料(円)	6,970	7,768	8,565	9,363	10,160	10,958	11,755	12,553	13,350	14,148

③ 補助額計算 (注) 一例です。金額は各家庭、年度により変わります。

【例】5人槽の合併処理浄化槽で、使用水量が2か月60 m³の場合

$$\text{① 維持管理に係る費用 年間 58,600円(5人槽)} - \text{② 下水道使用料に換算した額 年間 46,608円(7,768円×6回)} = \text{③補助額 11,000円}$$

◆ 補助額は、1,000円未満切り捨てです。

◆ ②下水道使用料換算額が①維持管理費用より高くなると、補助金は交付されません。

◆ 井戸水を使用している家庭は、下水道使用料換算額の計算方法が異なります。

◆ 補助金は予算の範囲内で交付します。交付見込額が予算を上回った場合は減額調整を行いますので、満額での支給とならない場合があります。

2 申請から補助金交付までの流れ

浄化槽の
維持管理

(1) 合併処理浄化槽の保守点検(年3回)、清掃(年1回)、法定検査(年1回)を実施します。現在実施していない方はそれぞれの業者に直接申し込んでください。

[浄化槽 保守点検・清掃 市許可業者]

(株)フクエイ (TEL42-0164)、(株)袋井清掃 (TEL43-2518)

[法定検査県指定検査機関]

(一財)静岡県生活科学検査センター (TEL054-621-5030)

※法定検査の結果が不適正の場合は、改善を行ってください。

補助金申請時、改善した事がわかる書類の写しの添付が必要です。

補助金は令和7年度の実績に基づいて交付します。

翌年度

補助金の
申請

(2) 「補助金交付申請書(様式第1号)」及び「請求書(様式第6号)」を令和8年4月から6月末までに下水道課または各コミュニティセンターへ提出するか、下水道課へ郵送で申請してください。

※コミュニティセンター受付時間9:00~17:00(休館日は受付ません)

※昨年度、申請いただいた対象の方へは、令和8年3月に申請書及び請求書の用紙を送付しております。

※申請書の様式は、下水道課またはコミュニティセンターで配布します

袋井市ホームページからもダウンロードできます。

※初めて、補助金の申請を行う方は、「電子申請」がご利用できます。

4月から6月末までに市ホームページから手続きを行ってください。

※電子申請は原則24時間申請が可能です

(3) 補助要件を満たしているか審査します。

市から申請者全員に「補助金交付(不交付)決定通知書」を送付します。

12月ごろの送付を予定しています。

(4) 指定された金融機関の口座に補助金を振込みます。

※全件審査後、振込みます。

令和9年1月中の振り込みを予定しています。

振込日は12月の「補助金交付決定通知書」送付時にお知らせします。

※申請書に浄化槽設置番号、水道のお客番号の記入が必要です。

ご記入の際は、以下の書類をご確認ください。添付は必要ありません。

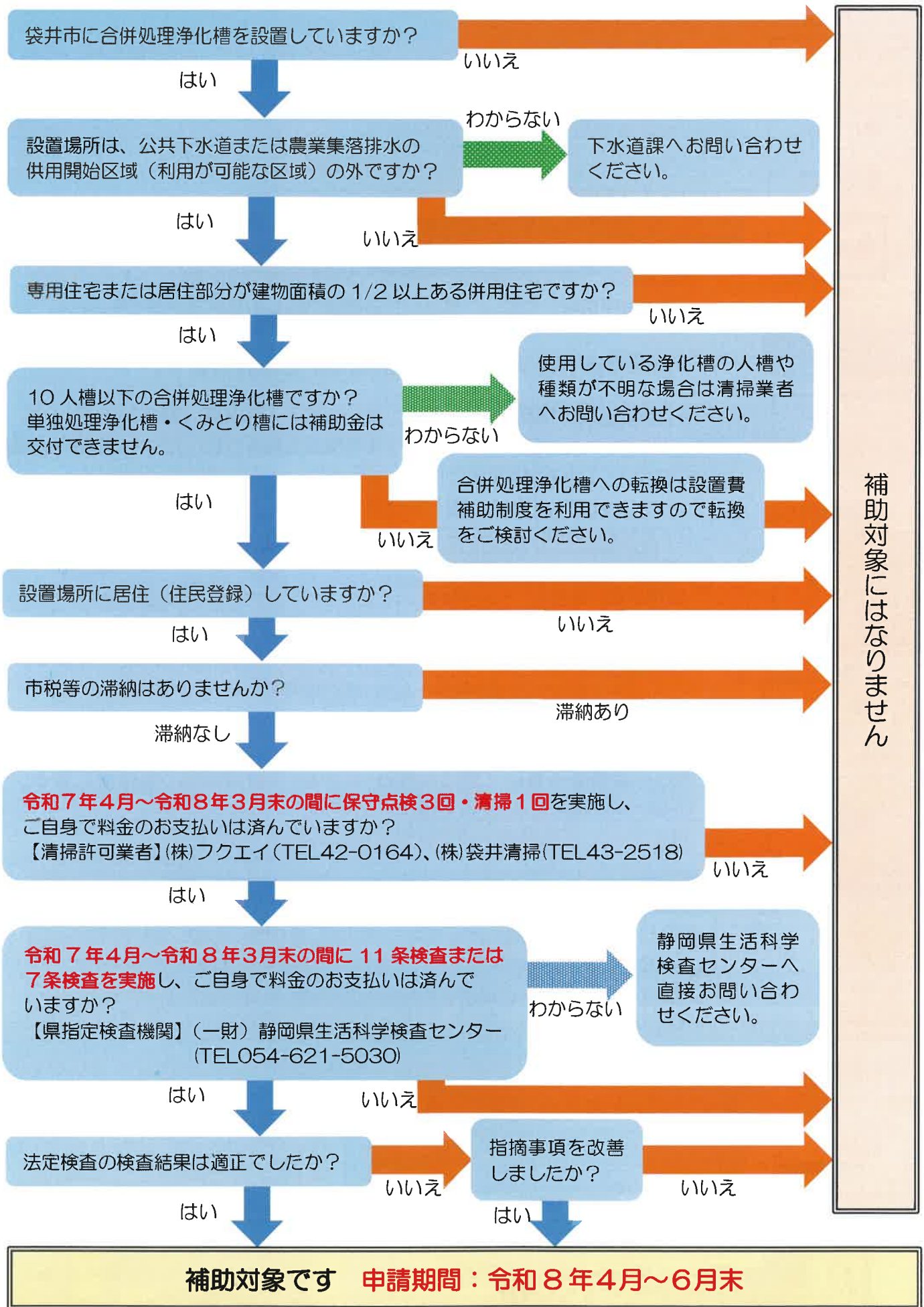
<法定検査結果書>

設置番号

<使用水量のお知らせ>

お客番号

浄化槽維持管理費補助制度対象者 確認フロー



はじめて申請する方限定

浄化槽維持管理費補助金の 電子申請

ができます！

窓口への来庁不要！

全てオンラインで完結！



いつでも

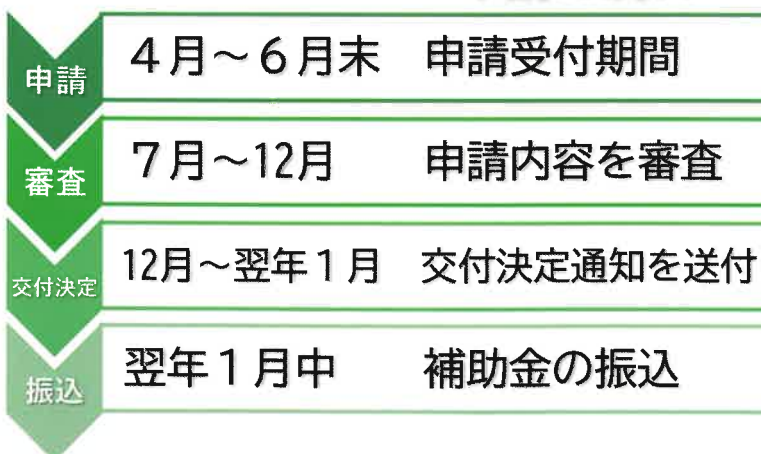


どこでも



簡単に！

申請の流れ



はじめて申請
する方限定！



©袋井市

詳しくは
こちら！



〈お問い合わせ〉
袋井市下水道課下水道経営係
TEL:0538-84-6081